

令和8年度社会課題解決型クラウドファンディング活用事業
対象事業認定に係る公募要領

沖縄県では、令和8年度社会課題解決型クラウドファンディング活用事業 対象事業認定を実施する事業者を以下の要領で広く公募する。

1 事業名

令和8年度社会課題解決型クラウドファンディング活用事業 対象事業認定

2 事業目的

本事業は、地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号に規定する寄附及び地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の3に規定する寄附の制度を活用し、アントレプレナーシップの養成やソーシャル・スタートアップの経営基盤強化等に要する経費を支援することにより、スタートアップの創出や新事業・新産業の創出及び人口減少、高齢化といった社会課題を解決し、新たな市場の創出・拡大を図ることを目的とする。

3 募集内容

令和8年度に寄附金募集を行うアントレプレナーシップ養成を行う大学・支援機関等及び社会課題解決型プロジェクトの計画を実施するソーシャル・スタートアップを公募し、審査のうえ当該計画の事業認定を行う。

事業認定を受けた事業者は、令和8年度に寄附金募集を行い、令和9年度に当該寄附金を原資とする補助金の交付決定を受けた後、認定事業の執行を開始することができる。

4 支援対象事業(予定)

次のいずれかに該当し、個人版ふるさと納税又は企業版ふるさと納税を活用して資金調達を行う事業

- (1)アントレプレナーシップ養成事業(人材育成、起業家教育等)
- (2)ソーシャル・スタートアップ成長支援事業(製品・サービス開発、経営基盤整備等)

| 支援事業 | 支援事業の内容 | 支援対象者 |
|-----------------------|---|--|
| 1 アンブレプレナーシップ養成事業 | 大学・支援機関等が行う、アンブレプレナーシップ養成事業 | 次に掲げる全ての要件を満たす法人 ①沖縄県内に本店又は事業所を設置していること(登記簿上のみ所在するものを除く) ②調達資金が目標額に達しない場合も、支援事業を実施するものであること ③アンブレプレナーシップ養成に係る知見を持ち、継続的な実施が見込まれること |
| 2 ソーシャル・スタートアップ成長支援事業 | ソーシャル・スタートアップが行う、プロダクト開発、生産能力増強、経営基盤の強化や財務管理体制の整備等の取組 | 次に掲げる全ての要件を満たす法人 ①沖縄県内の課題解決を目指す創業から概ね10年以内のソーシャル・スタートアップであること ②沖縄県内に本店を設置していること(登記簿上のみ所在するものを除く) ③調達資金が目標額に達しない場合も、支援事業を実施するものであること ④取り組む課題の解決に向けて、測定可能な効果指標が設定できていること |

5 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に本店又は事業所を設置していること。
- (2) ソーシャル・スタートアップは、創業から概ね10年以内であること。
- (3) 寄附目標金額に達しない場合でも支援事業を実施できること。なお、寄附目標金額に満たない場合には、支援対象経費の範囲内で計画を縮小・再調整し実施できる体制を有していること。
- (4) 社会課題の解決や起業家育成に関する十分な知見と実績を有し、かつ持続的に取り組む意思を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (6) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。
- (7) コンソーシアムの場合は、管理法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。
- (8) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく沖縄県の指名停止を受けていない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

こと。

- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (12) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している法人でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (13) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある法人については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (14) 労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (15) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。
- (16) 9(2)で示す「参加意思表明書」を指定の受付期間までに提出していること。

※地方自治法施行令

第 167 条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)～(7) 略

6 認定後の流れ(予定)

- (1)令和8年度:事業認定及び寄附金募集
- (2)令和9年度:令和8年度に募集・確定した寄附金を原資とする補助金の交付決定を受けた後、支援事業の執行を開始。

※支援事業の詳細な執行方法については、社会課題解決型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱(令和8年4月1日商産第 51 号)に基づき実施する。

7 補助率・補助上限額・補助対象経費(予定)

個人版ふるさと納税は手数料等控除後の額、企業版ふるさと納税は寄附額を上限とする(補助率 10/10 以内)。

| 寄附金の種類 | 補助対象経費 | | 補助率 | 補助上限額 |
|-------------|---------|---|----------|---------------------------------|
| | 区分 | 内容 | | |
| 1 個人版ふるさと納税 | (1) 労務費 | 支援事業に直接従事する者の作業時間に対する労務費 ア 人件費(学生は不可) イ 補助員費 | 10分の10以内 | 寄附額から手数料等その他事務手続きに要する費用等を差し引いた額 |
| | (2) 事業費 | 支援事業者が支援事業を行うために必要と認められる経費 ア 旅費 イ 謝金 ウ 会議費 エ 賃借料 オ 外注費 カ 販路開拓費(印刷製本費、コンテンツ制作費、展示会出展費等) キ 物品費 ク 原材料費 ケ その他諸経費 | | |
| 2 企業版ふるさと納税 | (1) 労務費 | 支援事業に直接従事する者の作業時間に対する労務費 ア 人件費(学生は不可) イ 補助員費 | 10分の10以内 | 寄附額 |
| | (2) 事業費 | 支援事業者が支援事業を行うために必要と認められる経費 ア 旅費 イ 謝金 ウ 会議費 エ 賃借料 オ 外注費 カ 販路開拓費(印刷製本費、コンテンツ制作費、展示会出展費等) キ 物品費 ク 原材料費 ケ その他諸経費 | | |

8 募集期間

公募開始日から令和8年6月30日(火)まで

9 応募の手続き等

(1) 質問書の提出

ア 受付期間 公募開始日 ~ 令和8年6月12日(金) 15時必着

イ 提出方法 質問書【様式11】によりメールで提出すること。

ウ 送付先 <aa055204(at)pref.okinawa.lg.jp>(課代表メールアドレス)

※(at)は@に置き換えてください。

※メール件名に「社会課題解決型クラウドファンディング活用事業
事業認定に関する質問」と記載をお願いします。

エ 回答方法 産業政策課ホームページに掲載し、最終回答は令和8年6月16日
(火)までに行う予定。

(2) 参加意志表明書の提出

ア 受付期間 公募開始日 ~ 令和8年6月22日(月) 15時必着

イ 提出方法 参加意志表明書【様式12】によりメールで提出すること。

※ 本事業の事業認定に参加できる者は、あらかじめ参加表明を行った者に限る。

(3) 事業認定応募申請書等の提出

ア 受付期間 公募開始日 ~ 令和8年6月30日(火) 15時必着

イ 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁8階沖縄県商工労働部産業政策課(担当:比嘉、崎原)

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は簡易書留
等到着確認が可能な手段をとるものとし、受付期間内に到着するよう送付すること。

10 提出書類及び提出部数等

(1) 提出書類及び提出部数

① 申請書類【提出部数:7部(正本1部(片面印刷)、写し6部(片面印刷))】

ア 事業認定企画提案応募申請書……………【様式1】

イ 会社概要表……………【様式2】

※ 組織図を添付すること。

ウ コンソーシアム構成書(コンソーシアムの場合に限る)……………【様式3】

エ 類似・関連事業実績書(過去2年以内)……………【様式4】

オ 執行体制図……………【様式5】

カ 事業計画書……………(任意様式)

※ 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。

※ A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き・横書きを可と

する。ただし、グラフや表等は必要に応じA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

キ 事業実施スケジュール表……………(任意様式)

ク 経費見積書……………【様式6】

ケ その他提案に関する資料(事業認定書添付資料等)

※ 上記イ及びエの資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

※ ア～ケを一連にして7部(片面印刷)作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、1部ずつフラットファイルに綴って提出すること。

※ 押印を要する様式については、正本1部に押印し、他6部はそのコピーを用いること。

② 添付書類【提出部数:1部(正本1部・片面印刷)】

ア コンソーシアム協定書(コンソーシアムの場合に限る)……………(任意様式)

イ 委任状(コンソーシアムの場合に限る)……………【様式7】

ウ 誓約書……………【様式8】

エ 定款及び寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

オ 応募者の概要が分かるもの(会社案内等)

カ 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類

キ 直近3年間の県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類

ク 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く)。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式9】を提出すること。

※ 上記ウからクの資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

※ キ及びクの書類については、様式8:別添「参加資格要件確認書類」を参照のこと。

※ ア～クを一連にして1部(片面印刷)作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、フラットファイルに綴って提出すること。

※ また、押印を要する様式については、正本1部に押印すること。

③ その他書類【提出部数:1部】

ア 申請受理票……………【様式10】

※ 提出書類受理確認後、当該受理票を返戻する。

イ 質問書……………【様式11】

ウ 参加意志表明書……………【様式12】

- (2) 事業計画書に記載する内容については、今後の事業実施の基本的な方針となるため、経費見積書の積算見積金額で実現が確約できることのみ表明すること。

11 スケジュール

| 日 程 | 内 容 |
|------------------------|----------|
| 令和8年6月2日(火)～6月30日(火) | 公募期間 |
| 令和8年6月12日(金)15時(必着) | 質問受付期限 |
| 令和8年6月22日(月)15時(必着) | 参加表明期限 |
| 令和8年6月30日(火)15時(必着) | 提出書類受付期限 |
| 令和8年7月3日(金) | 一次審査結果通知 |
| 令和8年7月16日(木)13:30～(予定) | 二次審査会開催日 |
| 令和8年7月21日(火)(予定) | 二次審査結果通知 |
| 令和8年8月～(予定) | 寄附金募集 |

12 審査・認定

(1) 認定の方法

- ア 沖縄県商工労働部に設置する事業認定候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、事業計画書及び応募者のプレゼンテーションに基づき審査を行い、事業認定候補者の優先順位を決定する。
- イ 事業認定の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い(一次審査)、一次審査に合格した応募者を対象に、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション審査を行う(二次審査)。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ウ 審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、事業認定の内容を確認するための聴き取りをさせることがある。
- エ 選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- オ 一定水準を満たした事業認定がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な評価項目

- ア 社会課題解決の妥当性・重要性
 沖縄県の現状を踏まえ、事業が地域の社会課題の解決に的確に寄与していること。
- イ 事業計画の実現性
 事業を効果的に実施するための具体性のある事業計画とスケジュールとなっていること。
- ウ 寄附募集計画の妥当性

寄附目標額の設定や募集方法が妥当であり、寄附者への情報提供の仕組みが十分となっていること。

エ 波及効果・持続性

人材育成や雇用創出への寄与など、事業の成果が地域に波及し、継続的に発展する見込みとなっていること。

オ 実績

事業を実施するに当たり、十分な実績及び事業運営に必要なスキル・体制があること。

(3) 二次審査の概要

ア 日時:令和8年7月 16 日(木)午後(予定)

イ 場所:沖縄県庁内会議室またはオンライン(オンライン開催の場合は ZOOM)
(予定)

ウ 説明内容:提出した書類に基づき行うこと。

エ 説明者:1応募者当たり2名以内

オ 説明時間:1応募者当たり 10 分程度、質疑 15 分程度を想定。

カ 結果の通知:

二次審査結果は、沖縄県から電子メールで送信後、追って書面にて通知する。

13 その他

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 公募要領に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。

(4) 事業認定応募申請書等の作成に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。

(5) 提出された事業認定応募申請書等については返却しない。

(6) 今回の公募は、事業認定を決定するものであり、補助金の交付を保証するものではない。

(7) 事業認定に関する審査内容や経過等については公表しない。

- (8) 審査の結果については、事業認定応募申請書を提出した者に対して文書で通知する。
- (9) 本件について検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県(産業政策課)と事業認定候補者が別途協議して決めるものとする。
- (10) 補助金の交付及び管理に関する詳細は、社会課題解決型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱(令和8年4月1日商産第51号)に従うものとする。
- (11) 補助金の交付決定後、実績報告書の提出に基づき補助金額を確定し、その後補助金の請求を行う流れとする。

【問い合わせ及び提出先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁8階沖縄県商工労働部産業政策課(担当:比嘉、崎原)

TEL:098-866-2330 FAX:098-866-2440